

世田谷地区慶弔規程

(総 則)

第1条 本規程は、日本ボーイスカウト東京連盟世田谷地区（以下「地区」という。）の慶弔に関する事項について規定する。

(適 用)

第2条 本規程の適用については、各団からの申請または地区委員会若しくは地区協議会の発議に基づき、地区委員会で協議の上、適用する。ただし、緊急やむを得ず支出を要する場合は、地区協議会長と地区委員長の協議によって決定し、次回の地区委員会で承認を得るものとする。

(慶 事)

第3条 慶事については、次の事項により地区の意を伝える。

- (1) 地区内新団設立に伴う発団式の際には、祝金 10,000 円を贈る
- (2) 地区内加盟団の新隊発隊式の際には、祝電を発信する。
- (3) 地区内加盟団の周年行事の際には、祝電を発信する。
- (4) 他地区周年行事の際には、祝金 5,000 円を贈る。
- (5) 地区役員並びに地区内加盟団の団委員長及び各隊長の結婚の際には、祝電を発信する。

(弔 事)

第4条 弔事については、次の事項により地区の意を伝える。

- (1) 地区役員の死亡の際には、香典 5,000 円及び生花または花輪 1 基を奉呈する。
- (2) 地区役員の父母または配偶者若しくは子の死亡の際には、弔電を発信する。
- (3) 地区内の加盟員の死亡の際には、弔電を発信する。
- (4) 元地区役員の死亡の際には、生花または花輪 1 基を奉呈する。

(見 舞)

第5条 見舞いについては、次の事項により地区の意を伝える。

- (1) 地区役員の入院が 1 ヶ月以上にわたる際には、見舞金 5,000 を贈る。
- (2) 地区役員の事故、火災等の災害を被った際には、見舞金 5,000 円を贈る。
ただし、災害の程度により協議の上、増減できる。

(規格外事項)

第6条 前各条のほか、特に考慮する必要がある慶事については、地区協議会長と地区委員長との協議により支出し、次回の地区委員会で承認を得るものとする。

(その他)

第7条 金品の贈・奉呈及び電報の発信名義は、地区協議会長と地区委員長の連名とする。

(改 廃)

第8条 本規程の改廃は、地区協議会の承認を要する。

付 則

1. 本規程は、平成 8 年 1 2 月 5 日より施行する。